

## II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

### 2. 発掘調査結果

#### (2) 発掘調査の考え方

##### 1) 整備に伴う発掘調査の考え方

###### ① 文化庁の考え方

- ・ 文化庁は「史跡等整備のてびき」において、整備に伴う発掘調査の理念として、必要な作業である一方、遺跡の破壊を伴うため、調査範囲を極力限定するなど、適切な調査手法を選択することが重要であるとしている。

###### ② 奈良県の考え方

- ・ 奈良県も、整備に伴う発掘調査について文化庁と同様の考え方を持っている。

- ・ 発掘調査は、客観的で正確な情報に基づく整備を行う上で必要な作業であるが、一方では史跡等の重要な構成要素である遺跡の解体を伴い、ある意味では遺跡を破壊する行為を含んでいる。
- ・ 整備に必要とされる最小限の情報を得るために調査範囲を極力限定するとともに、発掘調査により遺跡が受ける影響を十分勘案しつつ、最も適切な調査の手法を選択するとの姿勢が極めて重要である。

出典：『史跡等整備のてびき-保存と活用のために-【計画編】』，史跡等整備の在り方に関する調査研究会、文化庁文化財部記念物課，9頁より抜粋

##### 2) 松林院跡の発掘調査の考え方

- ・ 計画地の整備のために必要とされる情報の収集を目的に、平成26年度に松林院跡の発掘調査を実施し、埋蔵文化財の現地保存を行った。
- ・ この調査では、調査範囲を極力限定し、発掘調査による埋蔵文化財への影響に十分配慮しつつ、必要最低限の情報を取得できたことから、埋蔵文化財の現地保存を前提とした整備内容の検討を進めることとする。

## II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

### 3. 庭園遺構調査結果

#### (1) 調査結果

位置図



旧山口家南都別邸の庭園遺構は埋没し水系が途絶えているが、滝石組や園池護岸など水の景が特徴的な名勝としての文化的価値が認められる。

#### ○ その他

敷地内には、大変大きな加工石、おそらく建築に付属して設置されていた沓脱石(写真ア)と推察される石が2石確認できた。

また、敷地内を周遊する園路は、板石の石敷き(イ)、こぶし大の礫を敷き詰めた階段(ウ)、コンクリート洗い出しの園路といろいろな工法で設置されていることを確認した。



ア



イ



ウ

①



写真①この周辺から庭園造成面と景石、飛石などが検出されました。

②



写真②建造物に関する遺構を確認しました。石張りは漆喰で固定されています。

③



写真③大滝が姿をあらわしました。この滝の給水口は鉛管で水が送られ、石筒に水が溜まりあふれると流れていく構造です。

④



写真④大滝とは別に急峻な地形を生かした滝が組まれていました。まだ給水排水を確認できていないことから、溜滝の可能性も考えられます。

⑤



写真⑤園池周辺の様子です。趣のある小ぶりの石積と大振り自然石で組まれた石積、両方の仕事をみるることができます。

⑥



写真⑥石積でも石の大きさが2通り確認できます。これが時期差であるのか、意匠としての違いであるのかは、さらに調査を進める必要があります。

⑦



写真⑦園池にかかる石橋です。

⑧



写真⑧このあたりの平場は、石の組まれたから、建造物が設置されていたのではないかと推測されます。

#### 調査の概要

調査は、庭園造成土面の検出、堆積土のすき取りと除去などを実施した。

現時点では、写真①から写真⑧の範囲まで周遊できるようになっている。大振りな自然石をふんだんに使用された、ダイナミックな構成になっている。特に見所となるのは、大滝(写真③)、溜れ滝(写真④)で、良好な姿で確認することができた。次に、園池エリア(写真⑦)は常に湿気を持つ場所で、地形的にも中世の時代から池が存在した可能性があるかと推察される。大振りな自然石で組まれた石組のさらに下面に護岸石が組まれているが、中・近世の遺構が混在している可能性があるかと推察される。

なお、全体は近代のものだと推察されるが、園池護岸や井戸、園路その他細部を見ると、これらにも時期差がある。

## II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

### 3. 庭園遺構調査結果

#### (2) 庭園遺構の価値

本庭園は、廃絶し水系が途絶え、半ば埋没したいわゆる遺跡庭園である。しかしながら、落葉落枝などの堆積物の清掃によって、大正期の旧山口家南都別邸の庭園の構成要素がある程度明瞭化された。

本庭園の特徴は、高低差のある地形を巧みに生かした点にある。眺望豊かな地に、園池や2つの滝石組を構え、全域に園路を巡らせ、石造物を配する空間構成は見事であり、名勝としての価値が認められる。

#### 1) 庭園の特徴

##### ①豊かな眺望を楽しむ庭であること

- ・ 眺望地点が複数設けられており、それぞれの地点から異なる奈良の風景を眺望することができる。
- ・ 大正期、煎茶の流行する中で、眺望風景を愛でての茶会が京都・奈良・大阪などで流行する。本庭園も、こうした流れの中に位置づけることができる。

##### ③様々な様式の庭を楽しむことができること

- ・ 敷地内には座敷から鑑賞する庭があり、また茶室へといざなう露（茶庭）、長大な池庭など、日本庭園のさまざまな様式が取り入れられ、それぞれ異なる味わいを楽しむことができる。
- ・ それは、茶会や句会、食事、講演、会議などさまざまな用途に対応できる場であるということでもある。

##### ②高低差のある庭園を回遊する庭であること

- ・ 敷地内には園路が複雑に設けられており、様々な意匠の園路を伝いながら、高低差の起伏を楽しみながら回遊することができる。
- ・ 園池の周囲を回遊する近世の回遊式庭園とは異なり、高低差のある敷地を回遊し、散策・逍遙する庭園であることは、本庭園の特徴の一つである。

##### ④意外なデザインに出会う庭であること

- ・ 伝統的な意匠のみならず、本庭園には新奇なデザインにも出会うことができる。
- ・ 歴史を感じさせる風格ある石灯籠や、小石を積み上げた繊細な石垣もあれば、新しい創作型の石灯籠、巨石を用いた豪壮な滝、思わぬところに縦横に流れる水との出会い、小さな池に敷き詰められた色鮮やかな石敷き、巨大な花崗岩の護岸石など、見どころの多い庭である。

#### 2) 庭園の整備・活用に関する課題等

- ・ 本庭園遺構は、近代数寄者の庭園遺構としてその学術的・芸術的価値は高い。よってその保存と、今後の整備活用を図ることは、日本の庭園文化・茶の湯文化にとって重要な課題である。
- ・ 本庭園の特徴の一つである水の景を復元するためには、その水利の整備、園池護岸の修理を図る必要がある。活用に向けては、本庭園は起伏の多い庭園であるため、利用者の安全確保を図ることも重要な課題である。

## II. 高畑町裁判所跡地の価値の整理

### 4. 高畑町裁判所跡地で保存すべき価値

- ・ 高畑町裁判所跡地の成り立ちや土地利用の変遷、庭園遺構調査結果等を踏まえ、計画地の整備にあたって保存すべき価値を以下のとおり整理する。
- ・ また、その価値の保存管理・活用にあたっては、以下の考え方のもと、その整備内容を検討する。

高畑町裁判所跡地の価値を構成する主要素	価値の保存管理・活用にあたっての考え方
①庭園遺構	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大正期に造られた旧山口家南都別邸の庭園遺構を保存管理・活用するため、庭園遺構を修復する。</li></ul>
②地形・地割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 瑜伽山に位置し、庭園遺構にも活かされている起伏のある地形を保存管理・活用する。</li><li>・ 高畑町裁判所跡地の成り立ちや土地利用の変遷を伝える地割を保存管理・活用する。</li></ul>
③風致林	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 瑜伽山等の風致林、鷺池等が一体となった風致景観を保存管理・活用するため、松、桜、楓等の植栽樹木を適切に維持管理する。</li></ul>
④興福寺子院松林院の遺構	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 埋蔵文化財として、興福寺子院松林院跡を現地保存する。</li></ul>